

令和4年2月第147回定例農業委員会総会議事録

令和4年2月10日(木)
JAグリーン近江八幡東支店 会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第572号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議題573号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第574号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第575号 農用地利用集積計画について
議第576号 農用地利用配分計画(案)について
議第577号 農地法第52条第1項の規定による農地賃借料情報等の提供について

報告第355号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
報告第356号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
報告第357号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和4年2月第147回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので●●会長
よろしく申し上げます。

議長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。

2月に入りまして非常に寒い日が続いております。コロナ感染については、非常にたくさんの新規感染者が出ており、1389人と過去最多を更新しています。身近なところまできていると感じております。新聞報道によりますと、近江八幡市は事業所や、学校でクラスターが発生しているという状況です。ここの農協職員さんも新規感染者が出ていると聞いております。農協職員さんは、金融や共済での関りや、営農指導等、不特定多数の方との接触があり、特定には苦労しながら対策はたてておられると思いますが、それでも感染が防げない状況になっております。皆様方も今一度感染対策を十分にお過ごしいただきたいと思っております。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思っております。

本日の現在出席委員21名、欠席の届出 1名（2番●●●●委員）、
のとおり会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、2月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、
令和4年2月第147回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

9番●●●●委員

10番●●●●委員

のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第 572 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

議第572号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和4年2月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、上畑町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積221㎡、世帯の経営面積、渡人2.2アール、受人1,069.4アールで、今回の申請面積を合わせますと1,071.6アールとなります。渡人につきましては、上畑町●●番地、●●●●、受人につきましては、上畑町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号2、土地の所在地、安土町常楽寺●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積168㎡、世帯の経営面積、渡人1.7アール、受人、市内0アール、市外52.5アールで今回の申請面積を合わせますと54.1アールとなります。渡人につきましては、東近江市佐野町●●番地●●、●●●●、受人につきましては、中小森町●●番地●●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号3、土地の所在地、長光寺町●●番●、登記地目、畑、現況地目、田、登記面積282㎡、世帯の経営面積、渡人14.4アール、受人18.2アールで今回の申請面積を合わせますと21アールとなります。渡人につきましては、大阪府池田市石橋●丁目●番●●号、●●●●、外2名、受人につきましては、長光寺町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、相手方の要望、譲受理由につきましては、隣接地との一体利用でございます。受人の経営面積が農地取得後21アールと下限面積を超えておりませんが、地図をご覧いただくと自己農地の位置、面積、形状等から見て一体利用することが適当であると認められます。このような場合は例外的に下限面積に達していなくても認められるものでございます。

番号4、土地の所在地、津田町●●番●の一部、登記地目、現況地目とも畑、登記面積4,984㎡の内1,000㎡、世帯の経営面積、貸人345.5アール、借人0アールで今回の申請面積10アールとなります。貸人につきましては、中小森町●●番地●●、●●●●、借人につきましては、大阪府堺市北区南花田町●●一●、●●●●株式会社、代表取締役、●●●●、契約内容は賃貸借、譲渡理由、譲受理由ともに経営規模拡大による法人化で

ございます。●●氏が●●農園の取締役として引き続きキクラゲ栽培事業に従事されます。また、法人での認定農業者の申請中でもあります。こちらの件については、農地部会で、当初津田町●●-●●他9筆を●●氏個人でキクラゲ栽培を行うということで、許可を出しているのに、一部を法人化して貸すということは、当初計画との整合性が図れないのではとの意見をいただきましたので、●●氏に現状に合わせた営農計画書を添付した計画変更届を提出いただいております。

また、こちらも下限面積を超えていませんが、イチゴと同様にキクラゲも高収益作物であることから、例外的に下限面積に達してなくても認められるものでございます。また、●●農園の住所地が大阪となっておりますが、主に従事される●●さんにつきましては、近江八幡市に居住を持たれてそこから通われると聞いております。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

（特になしの声）

議 長

特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。

質問や意見はございませんか。

委 員

番号4の案件ですが、令和2年度に新規就農者として●●さんがするという事で申請をされており、この時に3年3作するという誓約書を提出されていると思いますが、この3年3作も経たないうちに第三者に貸すということは可能なのか。

事務局

●●さんは確かに3年3作がかかっていますが、●●さん自身が3年3作するというところで、今回の●●農園の取締役に任じておられて自分も

従事するという計画になっております。ですので、●●さん自身も3年3作を●●農園としてもされるということになりますので、農地法上の問題はクリアされているということになります。ただ個人としてされるのとは変わってきますので、当初の計画一人ですという計画は変えてもらわないといけないということで営農計画の変更を提出していただきました。

●●さんを●●さんが助ける形でしたらいいことだと思います。今回は●●農園として法人を立ち上げて、●●さん自体が法人としてやりたいということで申請があったもので、実質上は●●さんと二人でされているのでわざわざ申請する必要はないというのはごもっともだと思いますが、法人として農地を借りようとすると3条申請が必要になります。

議 長 この案件は、農地部会でも様々な意見がございましたが、こちらが指導してこうしなさいとなったものではなく、こういう形でやりたいと申請があったもので、それに対して審査、審議をさせていただくものでございます。あくまで農地法に基づいて審査をしていただきたいと思います。

事務局 ●●農園株式会社という中で●●さんと●●さんがキクラゲ栽培をされます。代表取締役が●●さんで取締役は●●さんです。いろいろな補助金の関係かなと思っているのですが、●●農園さんが農地を持たないと農業者として認められないので、各種資金の借り入れ等が出来ないというところで、その関係上、認定農業者にも●●農園として申請をされています。そこでスーパーL資金等を借り入れ、設備を充実させていくのかなと思っています。現在、●●さんは50代で、今まで違う仕事をされていましたが、仕事をされながら3年間、●●●●で研修をされており、今回自分でやってみようというところです。●●さんも研修されていたところです。●●さんにもお聞きしましたが、今奥の方を造成されていますが、今までは琵琶湖の反対側に勾配を付けては排水をされていましたが、嵩上げ工事で水路が琵琶湖側に出来たということで、逆側に勾配を付ける作業をされている途中ということを知っています。

委 員 説明の中で1,000㎡の中で2棟建てる、将来的には5棟建てるとなると、1,000㎡では建てられないとなるともう1,000㎡と同じように申請が出てくるということも考えられます。当初の3年3作から計画が変わってくると思います。

事務局 ●●さんが全く入らない法人や、個人で申請が出てくると3年3作の要件に引っかかりますが、●●さんが実際されるというなかでのことですので、そこが違うところです。●●さん、●●さんが二人でされるということなので3年3作の要件は満たしていることとなります。3年後には●●さん単独の申請も可能になってきます。

 権利異動はしませんが、賃貸借によって●●農園が農地を借りて耕作をしているという実績が作れます。●●さんの思いとしては、●●農園として、自分の建物を建てたいということから申請がありました。

議 長 農地部会でも様々な意見がございましたし、懸念もあるかと思いますが、農地部会としましては、●●さんに計画変更を出してもらおうということで、本日の総会に諮るという結論になりました。

委 員 先日面談をさせていただきまして、難しい問題でたくさんの意見も出ました。委員長としましては、結論から言いますと当初の計画からの変更、今後の賃貸借の誓約書を交わすことを条件に本日の総会に諮るということになりましたので、ご審議をお願いします。

議 長 他に質問等はございませんか。

 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第 572 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。

 よって、議第 572 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長 それでは次に、議第 573 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 574 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第573号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をす

ることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和4年2月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、馬淵町●●番●、登記地目、田、現況地目、宅地、申請面積515㎡、申請人につきましては、馬淵町●●番地●、●●●、申請地は、若宮町地先の農地で、一団の規模が10ヘクタール以上の農地を形成していることから、農振白地の第1種農地と判断をいたしました。転用目的は、一般住宅で現地は、過去より住宅として使用されております。今回、申請人の●●●さんと番号2の●●●さんの土地を現状に合わせて分筆するために申請されたものです。第1種農地は、原則許可できませんが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置する場合は、例外的に許可し得るものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、田、現況地目、宅地、申請面積1,064㎡、申請人につきましては、若宮町●●番地、●●●、こちらにつきましては、番号1と同様であり、てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、長田町●●番●、登記地目、田、現況地目、雑種地、申請面積674㎡、申請人につきましては、長田町●●番地●、●●●●、申請地は、長田町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、住宅敷地で、現地は、既に住宅敷地として造成されております。今回現状について、是正した後、宅地開発される予定であると聞いております。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議題574号、農地農第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和4年2月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、安土町石寺●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積630㎡、同じく安土町石寺●●番●、登記面積、現況地目とも田、申請面積702㎡、渡人につきましては、秋田県南秋田郡大瀧村字西●丁目●一●、●●●●、同じく安土町石寺●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積670㎡、渡人につきましては、安土町石寺●●番地、

●●●●、同じく安土町石寺●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積701㎡、渡人につきましては、安土町石寺●●番地、●●●●、以上4筆合わせて2,703㎡の受人につきましては、西本郷町●●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、安土町石寺地先の農地で、土地改良未整備で農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であること、また、都市計画法第34条11号エリアであり、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成して認められる地域であり、宅地化が見込まれる区域であることから第2種農地と判断いたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場で、現在若宮町で借用している資材置場が宅地開発により使用できなくなることから、まとまった土地である当該地を選定されました。なお、申請地東側の農地が残りますが、申請に係る手続きが完了次第、資材置場として転用し、一体利用される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、長光寺町●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積570㎡、同じく長光寺町●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積390㎡、2筆合わせて960㎡となります。渡人につきましては、末広町●●番地●●、●●●●、受人につきましては、西生来町●●番地、●●●●、申請地は、長光寺町地先の農地で、近江鉄道平田駅から約700mの位置に所在し、駅を中心とした円内の宅地面積が40%を超えますことから、農振白地の第2種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場で、申請人は建設業を営んでおり、現在、武佐町に1カ所、東近江市に2カ所資材置場を所有しておりますが、事業拡大に伴い手狭となったため、当該地を新たな露天資材置場として使用される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、上田町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、申請面積133㎡、渡人につきましては、西本郷町東●番地●、●●●●号、●●●●、受人につきましては、上田町●●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、上田町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「●●病院」・「男女共同参画センター」の医療施設、公共施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、進入路で地図上⑤-3と記載されているところに資材置場がございます。現在北側の農道より進入していますが、道幅が狭いことと、農道であることから、農業者に迷惑にならないために、新たに進入路を設置されるもの

です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、東川町●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積271㎡、同じく東川町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積46㎡、同じく東川町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積294㎡、3筆合わせて611㎡となります。渡人につきましては、東川町●●番地、●●●●、受人につきましては、東川町●●番地、●●●●、申請地は、東川町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天駐車場で、地図上受と記載されている申請人の駐車場として利用される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号5、土地の所在地、東横関町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、申請面積55㎡、同じく東横関町●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積144㎡、2筆合わせて199㎡となります。貸人につきましては、東横関町●●番地、●●●●、借人につきましては、金剛寺町●●番地、●●●●、申請地は、東横関町地先の農地で、農用地区域内農地いわゆる青地にあります。契約内容は、親類間の使用貸借です。転用目的は、農業用の露天駐車場・資材置場・作業場で、現在、地図上受と記載された所の農業用倉庫を利用されていますが、手狭になったため、当該地を申請されたものです。令和4年1月12日に軽微変更され、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号6、土地の所在地、池田本町●●番●●、登記地目、田、現況地目、宅地、申請面積304㎡、渡人につきましては、池田本町●●番地、●●●●●、受人につきましては、野洲市北野●丁目●●番●●号、●●●●、申請地は、池田本町地先の農地で、篠原駅から約800m以内に所在し、駅を中心とした円内の宅地率が40%を超えますことから、第2種農地と判断いたしました。契約内容は、親類間の交換です。転用目的は、一般住宅で、申請地には受人の家屋が建っておりますが、登記上は渡人の農地であり、逆に地図上宅地と記載されているところは、登記上受人の宅地であり、実際は渡人が使用されています。今回、土地利用が逆になっており、現状に合わせるため申請されました。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号7、土地の所在地、加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積135㎡、渡人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積112㎡、渡人につま

しては、加茂町●●番地、●●●●、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積115㎡、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積119㎡、渡人につきましては、加茂町●●番地、●●●●●●、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積105㎡、渡人につきましては、加茂町●●番地●●、●●●●●●、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積125㎡、同じく加茂町●●番●●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積171㎡、渡人につきましては、加茂町●●番地、●●●●●●、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積158㎡、渡人につきましては、加茂町●●番地、●●●●●●、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積72㎡、渡人につきましては、加茂町●●番地、●●●●●●、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積95㎡、渡人につきましては、加茂町●●番地、●●●●●●、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積142㎡、渡人につきましては、加茂町●●番地、●●●●●●、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積168㎡、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積112㎡、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積115㎡、渡人につきましては、加茂町●●番地、●●●●●●、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積128㎡、渡人につきましては、加茂町●●番地●●、●●●●●●、以上15筆、合計1,872㎡の受人につきましては、愛知県愛荘町愛知川●●番地●●、●●●●●●、代表取締役、●●●●●●、申請地は、加茂町地先の農地で、市街地化が見込まれている区域内の農地で、相当数の街区を形成している区域でありますことから、農振白地の第2種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、建売分譲住宅9区画です。他に同規模の適地がなく代替性の点からも立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、本件については、開発同時許可となります。

番号8、土地の所在地、船木町●●番●●、登記地目、田、現況地目、畑、申請面積174㎡、同じく船木町●●番●●、登記地目、田、現況地目、畑、申請面積0.64㎡、同じく船木町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積211㎡、同じく船木町●●番●●、登記地目、田、現況地目、畑、申請面積49㎡、渡人につきましては、東京都武蔵野市関前●丁目●●番●●号、●●●●●●、外1名、同じく船木町●●番●●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積120㎡、同じく船木町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積380㎡、渡人につきましては、船木町●●番地、●●●●●●、同じく船木町●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積476㎡、渡人につま

しては、大阪府松原市岡●丁目●一●、●●●●、同じく船木町●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積730㎡、同じく船木町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積389㎡、渡人につきましては、船木町●●番地●、●●●●、外1名、以上9筆、合計2,529.64㎡の受人は西本郷町西●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、船木町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、建売分譲住宅10区画です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、本件については、開発同時許可となります。

番号9、土地の所在地、船木町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、申請面積219㎡、渡人につきましては、東京都武蔵野市関前●丁目●●番●●号、●●●●、外1名、同じく船木町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積38㎡、渡人につきましては、船木町●●番地、●●●●、同じく船木町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積15㎡、渡人につきましては、船木町●●番地●、●●●●、外1名、以上3筆、合計272㎡の受人につきましては、西本郷町西●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、船木町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、貸露天資材置場で、現在、地図上、開発道路（宅地）と記載されている所を申請地南側の●瓦店が資材置場として使用されております。今回の開発に伴い、道路になることから、その代替地として利用されるものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号10、土地の所在地、長田町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積5.50㎡、渡人につきましては、長田町●●番地、●●●●、受人につきましては、出町●●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、長田町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、公衆用道路で、今後開発が予定されている道路になる予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号11、土地の所在地、長田町●●番、登記地目、畑、現況地目、雑種地、申請面積17㎡、長田町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積132㎡、2筆合わせて149㎡となります。渡人につきましては、長田町●●番地●、●●●●、受人につきましては、出町●●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、長田町の集落内の農地で、街区中の宅

地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、住宅敷地で、現地は既に宅地化されており、現状を是正の上、今後宅地開発される予定です。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

議 長

ありがとうございました。

議第 573 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 574 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、12番、●●●●委員、よろしくをお願いします。

委 員

去る、1月31日に、議第 573 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 574 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて8番●●●●委員と、22番●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、議第573号 農地法第4条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1～3の案件です。

全て、てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、議第574号 農地法第5条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

申請地は、安土町石寺地先の農地で、転用目的は露天資材置場です。隣接農地が無いため、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号2の案件です。

申請地は、長光寺地先の農地で、転用目的は、露天資材置場です。舗装等は行わず、雨水は地下浸透処理されるため、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号3の案件です。

申請地は、上田町内の農地で、転用目的は、進入路です。隣接農地との境界には、構造物を設置し、土砂等の流出を防ぐため、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号4の案件です。

申請地は、東川町内の農地で、転用目的は露天駐車場です。隣接農地が無い場合、影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号5の案件です。

申請地は、東横関町地先の農地で、転用目的は、露天駐車場等です。隣接農地との境界は、法面施工されるため、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号6の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号7の案件です。

申請地は、加茂町地先の農地で、転用目的は、建売分譲住宅です。隣接農地との境界に構造物を設置し、土砂の流出を防ぎます。また、雨水については、区域内に側溝を新設される計画であり、特に問題ないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号8・9の案件です。

申請地は、船木町内の農地で、転用目的は、建売分譲住宅と露天資材置場です。番号7と同様の対策をされることから、特に問題ないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

最後に番号10・11の案件です。

一部てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請3件、第5条許可申請11件、計14件の現地踏査結果報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員

(特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第 573 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 574 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 議第 573 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 574 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長 それでは次に
議第 575 号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議第575号、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地の利用関係の調整がなされ、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の提出があったので審議を求める。上記の議案を提出する。令和4年2月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

資料といたしましては、A4縦置き文書「令和3年度農用地利用集積計画について」と書かれた農業委員会会長あての文書1枚とA4横置き資料で、左肩に令和3年度第9号10号と書かれた資料でございます。

こちらにつきましては、8月2日～10月29日の間、農地中間管理機構への農地の借り受け申し込みに応じ込まれた農地について挙げさせて頂いております。

第9号につきましては、津田町の果樹団地に入植される方に農地を貸される方でございます。補助金の関係上、権利設定を早める必要があるため、令和4年2月14日付けとなっております。その他の方については、第10号で例年どおり、令和4年2月28日付けとなっております。

滋賀県から農地中間管理機構に指定されております、「公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金」が全筆、受け手となっております。

なお、本件につきましては、本来全て朗読させて頂くのが本意ではござい

ますが、番号1についてのみ紹介させていただきますことをお許し願います。
以下の案件につきましてはご覧頂き、ご意見やご質問等がございましたら、
後程、事務局までお願いいたします。

番号1、利用権の設定をうける者、滋賀県大津市松本1丁目2番20号、
(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金、利用権を設定する者、白王町●
●番地、●●●●、利用権を設定する土地、津田町●●番●、畑、4,898
㎡、新規、設定する利用権につきましては、20年11カ月、令和4年2
月14日から令和24年12月31日までで、10アールあたり11,000
円、果樹でございます。権利の種類は賃貸借でございます。以上ござい
ます。

議 長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第575号 農用地利用集積計画については、原案どおり承認とす
ることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議第575号 農用地利用集積計画について、原案どおり承認
することに決定いたします。

議 長 それでは次に
議第576号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたしま
す。事務局の説明を求めます。

事務局 議題576号、農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業
の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農用地の利用関係の調
整がなされ、近江八幡市市長より別紙のとおり農用地利用配分計画(案)
の提出があったので、同法第19条第3項の規定に基づき意見を求める。上
記の議案を提出する。令和4年2月10日、近江八幡市農業委員会会長、
●●●●。

資料といたしましては、A4横置き資料で、令和3年度農用地利用配分計画案と書かれた資料でございます。

こちらにつきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、市町村が中間管理機構より利用配分計画の案の作成と提出を求められた場合に農業委員会の意見を聴くものと規定されています。こちらにつきましては、中間管理機構と借主・耕作者との貸付期間を表わしております。

件数、筆数、面積につきましては、1ページから6ページまでの合計が、先ほどの議第575号と同じ数値となります。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

事務局 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第576号 農用地利用配分計画(案)については、異議なしとの意見を回答することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議第576号 農用地利用配分計画(案)について、異議なしとの意見を回答することに決定をいたします。

議 長 それでは次に

議第577号 農地法第52条第1項の規定による農地賃借料情報等の提供についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第577号、農地法第52条第1項の規定による農地賃借料情報等の提供について、農地法第52条第1項に基づき、下記のとおり賃借料情報を提供することについて、審議を求める。令和4年2月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

令和3年の1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は以下のとおりです。ただし、農地法第52条の

規定に基づき、農地の賃貸借の際に目安としていただくため、情報提供するものです。賃借料を決定する際には、ほ場の区画や畦畔・用排水路の状態等に応じて当事者間で相談し調整して下さい。

議案書中の表は、昨年年分の10a当りの賃借料情報のデータでございます。尚、地域の特殊要因や物納については注意書きにより表記をさせて頂いております。

まず、田の賃借料の最多価格帯は1万円、データ数は952筆中717筆、全体の75%がこれに該当しております。

また、併せて、賃借料の金額のばらつきが一目で分かるグラフを併せて掲載しております。

次に畑の賃借料の最多価格帯は1万円、データ数は14筆中5筆でした。こちらもグラフを掲載しております。

注意書きといたしましては、サンプルとしてデータは、暦年の令和3年1月から12月の農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき利用権設定された事例を収集したものであるという表示。データ数は、集計に用いた筆数であるという表示。土地改良に係る用水や排水の負担分が賃借料に含まれている地域もありますという表示。物納支給している場合については、調査集計データ数に含まれておりませんという表示を掲載しております。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございました。
皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第 577 号 農地法第52条第1項の規定による農地賃借料情報等の提供については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議第 577 号 農地法第52条第1項の規定による農地賃借料情報等の提供については、原案どおり承認いたします。

続きまして、報告第 355 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 356 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 357 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第355号、農地法第4条上第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和4年2月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町上豊浦●●、田、472㎡、受理日及び受理番号、令和4年1月13日、416番、届出人、安土町上豊浦●●、●●●●、理由につきましては、宅地3区画でございます。

番号2、土地の表示、安土町西老蘇●●一●、田、531㎡、受理日及び受理番号、令和4年1月14日、417番、届出人、安土町西老蘇●●、●●●●、理由につきましては、貸露天駐車場でございます。

番号3、土地の表示、鷹飼町●●、田、746㎡、受理日及び受理番号、令和4年1月14日、418番、届出人、鷹飼町●●、●●●●、理由につきましては、露天駐車場でございます。

続きまして、報告第356号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和4年2月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町西老蘇●●一●、田、531㎡、受理日及び受理番号、令和4年1月14日、521番、渡人につきましては、安土町西老蘇●●、●●●●、受人につきましては、鷹飼町北●丁目●一●、●●●●、代表取締役、●●●●、理由につきましては、分譲宅地2区画、区分につきましては、売買でございます。

続きまして、報告第357号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和4年2月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、賃貸借契約解除が28件、使用貸借契約解除が3件、計31件ございました。

2、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定について、1月審査会、13日審査、新規として4名おられます。全て津田干拓の果樹団地に入植される方の認定でございます。

3、農地中間管理事業の重点実施区域の設定について、こちらについては、農地中間管理機構が設定されるもので、重点実施区域に野村町と浅小井町が設定されております。こちらに設定されますと、耕作条件改善事業の補助対象になるということでございます。以上、報告とさせていただきます。

議長 　ただ今の、報告第355号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第356号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第357号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委員 　（特になしの声）

議長 　それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議長 　以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第147回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後3時14分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員